

特定非営利活動法人 アクティブS I T A 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 アクティブS I T A という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都町田市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、主に一般市民を対象として、ITリテラシー向上のためのパソコン講習会やIT技術資格者の講師派遣、その他パソコンに関する種々の活用支援等の事業を行い、これらのコミュニティビジネスを通じて地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 情報化社会の発展を図る活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業として次の事業を行う。

- (1)一般市民向けのIT活用支援事業
- (2)行政及び各種団体との協働事業
- (3)パソコン講師派遣事業
- (4)パソコン訪問サポート事業
- (5)ネットワーク構築事業
- (6)ホームページ作成・更新事業
- (7)コンテンツ編集・制作事業
- (8)パソコン等の修理・再生事業
- (9)その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書又は電磁的方法で代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

4 電磁的方法について必要事項は規約で定める。（以下同じ）

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 本人から退会の申出があったとき
- (2) 本人が死亡もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書又は電磁的方法で代表理事に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の過半数の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えるなければならない。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉をき損し、または目的に反し秩序を乱す行為をしたとき。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費は、これを返還しない。

第3章 役員、顧問及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を代表理事、2人を副代表理事とする。

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員となることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、業務を総理する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(役員の任期)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、就任後2年以内に開催される最終の通常総会終結の時まで任期を短縮することができる。再任は妨げない。

2 前項前段の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任または、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を

行わなければいけない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第18条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったとき、又は心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるときは、総会において正会員総数の過半数の同意を得て、その役員を解任することができる。この場合には、議決の前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(顧問)

第20条 この法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の議決により、選任される。

3 顧問は、代表理事の諮問に応じて事業活動や助言等を行ない、又は理事会の要請があるときは、これに出席して意見を述べることができる。

(事務局及び職員)

第21条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

2 事務局長は、理事会の議決を経て代表理事が委嘱し、その他の職員は代表理事が任免する。

第4章 会議

(会議の種類)

第22条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第23条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) 解散における残余財産の帰属
- (9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的たる事項を記載した書面又は電磁的方法により開催の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第4号に基づき監事が招集するとき

(総会の招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は前条第2項第2号の場合には、請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示した書面又は電磁的方法により、会議の日の少なくとも10日前までに通知しなければならない。

4 第3項の規定による書面をもってする総会招集通知に代えて、招集を電磁的方法により行うことができる。

(総会の議長)

第27条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。

(総会の定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における表決権等)

第30条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 2項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の総数

(3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者、電磁的方法表決者及び表決委任者の場合にあってはその旨を付記すること。）

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が、記名押印または署名しなければならない。

(理事会の構成)

第32条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第33条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第34条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第35条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号の場合には請求があった日から14日以内に理事会を招集し

なければならない。

3 理事会を招集する場合には、理事会の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示した書面又は電磁的方法により、理事会の日の5日前までに理事に通知しなければならない。

(理事会の議長)

第36条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第37条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第38条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第39条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決については、特別の利害関係を有する理事は、その議事に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の総数

(3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあってはその旨を付記すること。）

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印または署名しなければならない。

第5章 資産及び会計等

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

2 この法人の資産は、特定非営利活動法人に係る事業に関する資産とする。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法に定めるところに従って、行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係わる会計とする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

3 前項の規定による収益及び費用は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

4 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは次事業年度に繰り越すものとする。

第6章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法に定める事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 解散のときに存する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された他の特定非営利活動法人に帰属させるものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第7章 雜則

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

(施行細則)

第52条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

| | |
|-------|--------|
| 代表理事 | 菊池 �剛志 |
| 副代表理事 | 西脇 文雄 |
| 副代表理事 | 平田 一郎 |
| 理 事 | 遠藤 光治 |
| 理 事 | 長井 賢治 |
| 理 事 | 巻田 文男 |
| 理 事 | 川上 拓 |
| 理 事 | 佐藤 一 |
| 理 事 | 徳光 良治 |
| 理 事 | 橋口 真理子 |
| 監 事 | 島田 よし恵 |
| 監 事 | 鈴木 なつ子 |

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成18年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定に関わらず、成立の日から平成17年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 入会金 2,000円 年会費 6,000円
 - (2) 賛助会員 入会金 0円 年会費 10,000円 (一口以上)

附則

この定款は、平成17年8月9日から施行する。

附則

この定款は、平成20年10月14日から施行する。

附則

この定款は、平成21年10月 8日から施行する。

附則

この定款は、平成24年10月 3日から施行する。

附則

この定款は、平成30年9月20日から施行する。